

横浜市中央卸売市場本場 青果部F 1棟3階事務室 使用者募集要項

横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）では、横浜市中央卸売市場条例（以下「条例」という。）及び横浜市中央卸売市場条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、市場施設の使用者を次のとおり募集します。

1 対象者

本場における、次の事業者を対象とします。

- (1) 卸売業者（条例第9条第1項の許可を受けたもの）
- (2) 仲卸業者（条例第26条第1項の許可を受けたもの）
- (3) 関連事業者（条例第37条第1項の許可を受けたもの）
- (4) 売買参加者（条例第33条第1項の承認を受けたもの）

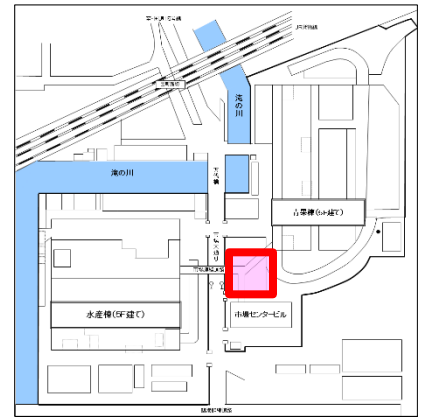
※（1）～（4）の申請を行っている者で、使用開始時期までに許可・承認を受ける見込みがあると横浜市中央卸売市場本場長が認める者も対象とします。ただし、使用開始時期までに許可・承認を受けることができなかった場合は、本募集の使用者の決定も取消します。

2 募集する市場施設

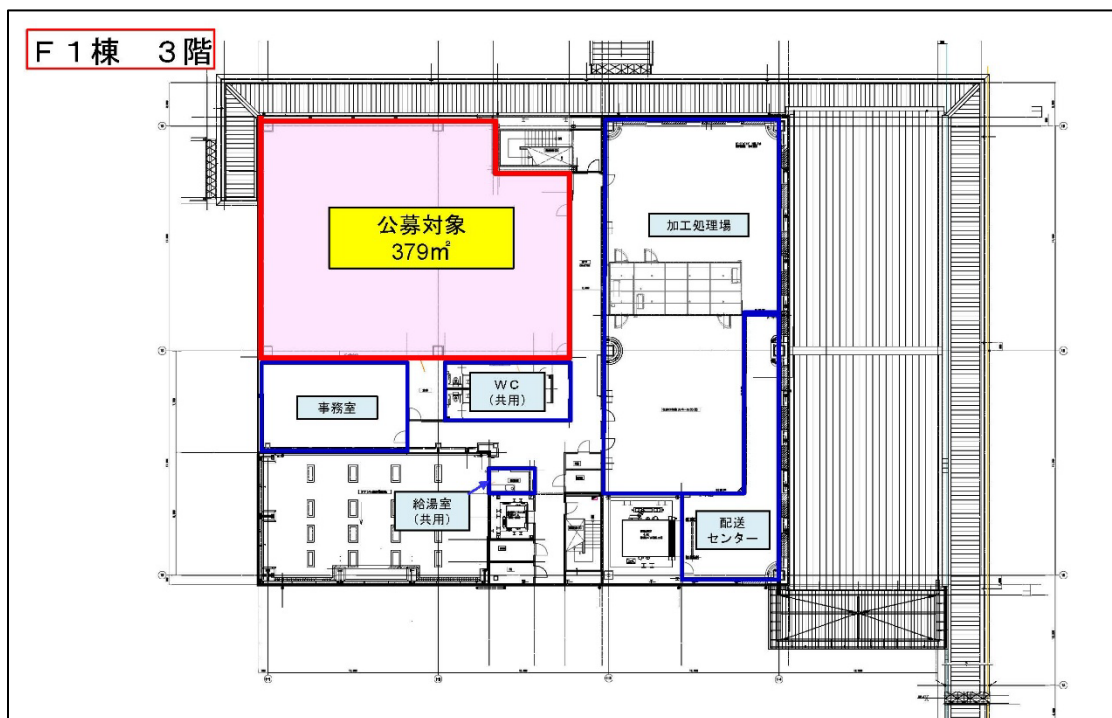
住所：横浜市神奈川区山内町1

横浜市中央卸売市場本場内 青果部F 1棟3階

（右図赤枠箇所）



< F 1棟3階フロア図 >



<面積及び施設使用料> ※条例第70条及び規則第58条で定める額（下記単価は2026年4月時点）

面積 : 379m²

施設使用料 : 750,420円（税抜）/月

[内訳]

379m² 単価 : 1,980円/m²（税抜） [事務室使用料 特甲]

※1 室外機等を設置する場合は、別途施設使用料が発生します。

※2 施設使用料については、1m²未満を切り上げて算出しています。

※3 令和11年度まで段階的に使用料を改定します。

（令和11年度時点 : 938,404円（税抜）/月 （単価 : 2,476円/m²（税抜））

施設写真について、別紙1「青果部F1棟3階事務室参考資料」をご参照ください。

3 保証金について

1（3）の関連事業者、1（4）の売買参加者は、条例・規則（条例第39条第3項・規則第31条第1項、条例第64条第5項・規則第51条第1項）の定めに従い、施設使用料月額額の3倍の保証金の預託が必要となります。

4 施設使用に係る留意事項（条例第64条から第70条関係）

- （1）施設において使用する電気、ガス、水道、電話、冷暖房その他必要な費用は使用者の負担とします。（※電気以外の各種手続きも使用者で行います。）
- （2）各施設における清掃（床清掃等）及び消耗品交換（管球類、パッキン類、消火器等）については使用者が実施します。なお、共用部分の清掃等については、F1棟3階の他使用者と協議いただきご対応いただきます。
- （3）施設内設備の変更と退去する場合等（使用者の責により本施設に生じた損害含む）の施設の原状回復等は使用者が実施します。
- （4）施設内設備の変更は、使用許可後に施工してもらいますが、事前の調整は可能です。また、原状変更の許可が下りない場合は施工することはできません。
- （5）従業員等使用者のための駐車場については、別途相談となります。
- （6）施設使用料は、毎月分をその月の末日までに納付することとなります。
- （7）施設使用料は、条例第70条及び規則第58条で定める額となります。
- （8）申込みにあたっては、施設の内覧を必須とします。また、決定後も入居前に横浜市と決定者立合いの上で内覧を実施し、設備等状況を確認してから引き渡すものとします。

5 施設使用開始可能時期

令和8年5月1日（予定）

※最終的な使用開始日は決定された使用者と調整します。（詳細は結果通知送付時にご案内します。）

※「8 選考について」の状況によっては遅くなる可能性があります。

6 申請受付

(1) 受付期間 令和8年4月1日(水)から令和8年4月22日(水)17時まで
※必着かつ下記の施設内覧を実施済みであること。

(2) 時間 月曜日から金曜日の9時から17時まで
(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

(3) 施設内覧 予約制 令和8年4月17日(金)まで
※申請にあたり、施設内覧(事前説明を含む)は必須です。
事前に日程調整した後、お越してください。

(4) 問合せ先 横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階
横浜市中央卸売市場本場運営調整課運営係
電話：045-459-3323

(5) 提出方法

「7 申請書類等」に記載されている書類を以下の住所へ直接ご提出いただくか、郵送にてご提出ください。ただし、郵送の場合は、受付期間までに必着となります。

住所：横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階
横浜市中央卸売市場本場運営調整課運営係
※FAXによる申請は受けません。

7 申請書類等

申込書(1号様式)

◎申請書類の様式は、提出先窓口で配布、または横浜市中央卸売市場のホームページからダウンロードしてください。

8 選考について

複数の応募があった場合は、「事業内容、事業計画の具体性」・「市場への貢献の期待度」などを基準とした選考(面接)を経て、審査による得点が高い者の順に決定します。決定された者が辞退または決定を取消された場合は、次点の者が繰り上がるものとします。なお、選考を行う場合は、応募者にのみ日程及び追加必要書類等を別途通知します。

9 結果の通知

申請者の結果の通知は、書面にて速やかに行います。

使用者として決定した者は、「市場施設使用指定申請書」または「市場施設使用許可申請書」を提出後、施設使用指定または施設使用許可を受けます。

10 決定の取消し

提出書類に虚偽があった場合は使用者の決定を取消します。

11 その他

- (1) 本場内には青果部内における環境衛生・交通対策などの各種協議会等も組織されておりますので、入居する事業者には加入をお願いしており、その組織における規約等も遵守してください。
- (2) 使用施設を退去する場合は、退去前に原状変更前の状態に戻し、市の確認を受ける必要があります。そのため、退去する2か月前に退去したい旨を市に連絡してください。